

那覇市公報

第 1 6 7 1 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について
(建築指導課) 879

◇ 公 告 ◇

- 個人情報業務届出書の公表について (市民生活安全課) 880
- 保有個人情報提供届出書の公表について (市民生活安全課) 882
- 住民票の職権消除の公示について (ハイサイ市民課) 884
- 開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) 885
- 市民意識調査業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について
(企画調整課) 886

◇ 上下水道局規程 ◇

- 那覇市上下水道局審査基準等の設定及び公表に関する規程の一部を改正する規程
..... 889

◇ 上下水道局告示 ◇

- 那覇市排水設備指定工事店の異動について 890

◇ 選挙管理委員会告示 ◇

- 投票管理者及びその職務代理者の氏名等の変更について 891
- 参議院議員通常選挙に伴う選挙人名簿の縦覧場所について 892

○参議院議員通常選挙に伴う在外選挙人名簿の縦覧場所について……………	892
○参議院議員通常選挙に伴う指定在外選挙投票区について……………	893
○参議院議員通常選挙に伴う在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所について……………	894
○遣隊員の不在者投票用紙等の交付及び郵送開始日について……………	894

告 示

那覇市告示第 142 号

平成 28 年 6 月 7 日

掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり指定したので、公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指定番号：第 1 号
- 2 指定道路の種類：第 42 条第 1 項第 5 号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日：平成 28 年 6 月 7 日
- 4 指定道路の位置：那覇市繁多川 5 丁目 304 番 3、304 番 4、304 番 5、305 番 5、
313 番 6、313 番先
- 5 指定道路の延長及び幅員：延長 12.06m
幅員 4.00m

公 告

那覇市公告第 112 号
平成 28 年 6 月 16 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年 5月31日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会教育長 渡慶次 克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	生涯学習部 生涯学習課			電話 917-3509
個人情報管理責任者	生涯学習課長			
業 務 の 名 称	青少年交流推進事業			
業 務 の 目 的	那覇市津波避難ビル内で、青少年の交流・居場所づくりをと して青少年の健全育成を図る。			
個人情報の対象者	青少年交流推進事業を実施する場合において、部屋を占有利用 する者。			
業務の開始年月日	平成28年 5月14日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☐ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その 他 (年代、連絡先)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☒ その 他 (学校名)	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(事業を利用する前)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 113 号
平成 28 年 6 月 16 日
掲 示 済

保有個人情報提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成28年6月8日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	上下水道局 料金サービス課	目的外利用部課 又は提供先	環境部 環境保全課
業務の名称	浄化槽法に関する業務		
利用の区分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☒ 平成28年4月20日 ～ 平成29年3月31日 ☐ 随時()		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	1. 那覇市上下水道索引図及び那覇市上下水道図(公共下水道未接続図)の最新版 2. 排水マスターの最新版 具体的な個人情報 水道番号、上下区分、町丁字名(施設)、郵便番号、(施設)、住所(施設)、方書(施設)、異動事由、異動年月日、料金区分、メータ口径、メータ番号、用途、特例区分、世帯数、親子区分、親水道番号、下水開始日、使用者郵便番号、使用者住所、使用者名、使用者電話番号、所有者住所、所有者方書、所有者名、所有者電話番号、処理区分、幹線名、整備状況、整備済実態、除外区分、整備済実態(調査)、除外区分(調査)、調査日、家の構造、家屋用途(調査)、便所の種類、調査結果、普及日、文書送付、地区		
目的外利用又は提供をする根拠条項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は提供をする理由	平成25年度の中核市移行に伴い、沖縄県から浄化槽法に基づく事務が委譲されていることから、浄化槽と密接な関係にある下水道の接続情報を把握することで、効果的な事務の執行に利用するため。		
届出担当部課	環境部 環境保全課	電話	951-3229

那覇市公告第 115 号

平成 28 年 6 月 17 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公告第 146 号

平成 28 年 7 月 1 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成28年 5 月25日 第H26-01-01号 那覇市指令都建第779号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
（仮称）那覇市真地 324 番地共同住宅新築工事 第 1 工区
那覇市真地 324 番地
- 3 公共施設
なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市おもろまち 4-19-16
株式会社ここにこ 代表取締役 伊志嶺 恒洋
- 5 検査済証番号
平成28年 6 月 7 日 那都建第159号
- 6 工事完了年月日
平成28年 5 月25日

那覇市公告第 147 号

平成 28 年 7 月 1 日

市民意識調査業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 平成28年度那覇市民意識調査業務委託
- (2) 履行場所 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所6階 企画調整課
- (3) 契約内容 仕様書による
- (4) 契約予定日 平成28年7月下旬
- (5) 履行期間 契約締結日から平成29年2月28日まで
- (6) 予 算 額 金3,111,000円（消費税込）
- (7) 最低制限価格 設定しない

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる事項のすべてを満たす者でなければ入札に参加することができない。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（以下「能力のない者」という。）及び破産者で復権を得ない者でないこと。能力のない者とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた人及び未成年者で営業の許可を受けていない者をいう。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 経営状態が健全であると認められること。
- (5) 公告日から入札執行日までの間に、本市から指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でない者。
- (7) 過去5か年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体とその種類をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。なお、受注後に本調査業務を行う実務担当者においても、同様の実績を有することを条件とする。
- (8) 那覇市内に本店、支店又は営業所を有している者。

3 入札参加資格の確認申請

入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）に必要な書類を添えて、持参により提出しなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料等を提出しない者は、入札に参加することができない。

- (1) 提出期限 平成28年 7 月 7 日 (木) 午後 5 時まで
(平日 9 時～17 時 ※ただし、12 時～13 時を除く)
- (2) 提出書類 「申請書」、「資料」及び添付書類
※ホームページよりダウンロード (別紙「提出書類」参照)

- (3) 提出場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所本庁舎 6 階 企画調整課

(4) 入札参加資格の確認結果

平成28年 7 月12日 (火) 17 時までに、申請者に対し入札参加資格確認結果を通知する。認定を受けた者に限り入札に参加可とする。

4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日 時 平成28年 7 月14日 (木) 午前10時
- (2) 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所本庁舎 6 階 601会議室

※入札説明会に参加しない者は入札に参加できません。

※本庁舎の駐車場は有料です。割引券の発行は致しかねますので、公共交通機関をご利用ください。

※照会のため会社名・メールアドレスを確認できる名刺等を提出してください。

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 平成28年 7 月22日 (金) 午前10時
- (2) 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所本庁舎 6 階 601会議室

※紙による入札手続きを行う。なお、郵送による入札は認めない。

※入札参加者が一人の場合でも入札は有効とする。

6 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 4 号の規定に基づき免除する。

7 入札の無効

入札に参加する資格のない者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 その他

- (1) 入札参加者は、仕様書及び入札説明書等を熟読し、これを遵守すること。
- (2) 仕様書、入札説明書、様式等については那覇市企画調整課ホームページに掲載する。

那覇市ホームページ → 新着情報 (お知らせ) → 市民意識調査業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について

9 お問い合わせ

那覇市企画財務部企画調整課企画グループ 担当 佐々木

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

電話 098-862-9937 FAX 098-862-4263

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 15 号

平 成 2 8 年 6 月 6 日

公 布 済

那覇市上下水道局審査基準等の設定及び公表に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁長 聡

那覇市上下水道局審査基準等の設定及び公表に関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局審査基準等の設定及び公表に関する規程(平成26年那覇市上下水道局規程第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
那覇市上下水道局における行政手続法(平成5年法律第88号)及び那覇市行政手続条例(平成9年那覇市条例第38号)に基づく審査基準等の設定及び公表については、別に定める場合のほか那覇市審査基準等の設定及び公表に関する規則(平成26年那覇市規則第57号)の規定の例による。 この場合において、同規則中「この規則」とあるのは「この規程」と、「市長、公平委員会、農業委員会、福祉事務所長、保健所長、消防局長、建築主事及び指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により市長が指定する指定管理者をいう。)」とあるのは「上下水道事業管理者」と、「<u>企画財務部長</u>」とあるのは「企画経営課長」と読み替えるものとする。	那覇市上下水道局における行政手続法(平成5年法律第88号)及び那覇市行政手続条例(平成9年那覇市条例第38号)に基づく審査基準等の設定及び公表については、別に定める場合のほか那覇市審査基準等の設定及び公表に関する規則(平成26年那覇市規則第57号)の規定の例による。 この場合において、同規則中「この規則」とあるのは「この規程」と、「市長、公平委員会、農業委員会、福祉事務所長、保健所長、消防局長、建築主事及び指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により市長が指定する指定管理者をいう。)」とあるのは「上下水道事業管理者」と、「<u>総務部長</u>」とあるのは「企画経営課長」と読み替えるものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、平成28年6月6日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 15 号

平 成 2 8 年 6 月 9 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第10条第4項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁長 聡

指定（登録）番号	第 250 号
指定工事店名	有限会社海西工業
営業所所在地	南城市佐敷字津波古 356 番地
代表者名	西平 重則
有効期間	自 平成27年4月1日 至 平成32年3月31日
異動事由	代表者の変更
指定（登録）番号	第 468 号
指定工事店名	株式会社沖縄プラスチック産業
営業所所在地	糸満市西崎町5丁目5番地の5
代表者名	玉城 裕一
有効期間	自 平成26年4月30日 至 平成31年3月31日
異動事由	代表者の変更

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 18 号

平 成 2 8 年 6 月 4 日

掲 示 済

投票管理者及びその職務代理者の氏名等の変更について

平成28年 6 月 5 日執行の沖縄県議会議員一般選挙における投票区の投票管理者の職務を代理すべき者として選任した者を、次のとおり変更する。

那覇市選挙管理委員会

委員長 唐 眞 弘 安

職務代理者

投票区	旧	新
	氏名	氏名
9	外間 康幸	又吉 盛斗

那覇市選挙管理委員会告示第 19 号

平 成 2 8 年 6 月 1 4 日
掲 示 済

参議院議員通常選挙に伴う選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 1 項の規定により、平成 28 年 6 月 22 日（水）に縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安縦覧場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階
 那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第 20 号

平 成 2 8 年 6 月 1 4 日
掲 示 済

参議院議員通常選挙に伴う在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 7 第 1 項の規定により、平成 28 年 6 月 22 日（水）に縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事館の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安縦覧場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階
 那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第 21 号
平 成 2 8 年 6 月 1 4 日
掲 示 済

参議院議員通常選挙に伴う指定在外選挙投票区について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 3 第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 23 条の 2 第 1 項の規定により、指定在外選挙投票区を次のとおり指定した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

投票区	投票所	所在地
第 33 投票区	那覇市役所本庁舎 1 階	那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市選挙管理委員会告示第 22 号

平 成 2 8 年 6 月 1 4 日
掲 示 済

参議院議員通常選挙に伴う在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 48 条の 2 第 1 項により、指定在外選挙投票区を次のとおり指定したので、同法施行令第 65 条の 1 3 第 3 項により告示する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

期日前投票所名	投票所に充てる施設の名称	所在地
期日前第 1 投票所	那覇市役所本庁舎 1 階	那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市選挙管理委員会告示第 23 号

平 成 2 8 年 6 月 1 4 日
掲 示 済

特定国外派遣隊員の不在者投票用紙等の交付及び郵送開始日について

平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員総選挙において、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 59 条の 5 の 4 第 7 項の規定により告示日前に投票用紙及び投票用封筒を交付し又は郵便をもって発送する場合、その交付及び発送を開始する日は、平成 28 年 6 月 20 日とする。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安